平成２４年（フ）第１７９号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島481番地２　メルベーユＢ201
債務者　岡田　理佳（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０３号
群馬県前橋市北代田町756番地８
債務者　味蓼　正美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４６号
群馬県伊勢崎市大手町20番15号　ピノセントロ井汲ビル501
債務者　吉田勢以子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６４号
群馬県渋川市中郷451番地42　岡田アパートＥ棟
債務者　岸　小百合（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６５号
群馬県伊勢崎市山王町1144番地１　マロンハイツＢ102
債務者　武井　克全
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６６号
群馬県伊勢崎市山王町1144番地１　マロンハイツＢ102
債務者　武井　清美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１５号
群馬県高崎市日高町甲184番地
債務者　竹内　亮介
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６０４号
埼玉県川越市大字中福743番地
債務者　細田　和久
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７７号
千葉市若葉区更科町1655番地
債務者　宮崎　泰雄
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８４号
千葉県八千代市大和田新田476―18　ルネスリヴェール0311号、住民票上の住所千葉市中央区仁戸名町108番地18
債務者　清田　秀実
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２０号
千葉市美浜区高浜１丁目９番２棟206号
債務者　西野　辰男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２１号
千葉市美浜区高浜１丁目９番２棟206号
債務者　西野　君子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１０号
静岡県伊豆の国市古奈210番地の２　メイプルハイツ鈴木202号、前住所静岡県伊豆の国市南條1582番地
債務者　荒川　利男
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８５１号
京都市山科区小山姫子町９番地１　ファミールＴＣ　ＡＣＴⅡ403号室
債務者　万事屋タチバナこと　橘　　正実
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７０号
京都府木津川市木津清水91番地８
債務者　中嶋　正恵（旧姓上島）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７５号
京都府宇治市開町９番地の３　セジュール伊勢田106号、前住所京都府宇治市伊勢田町中山37番地の14
債務者　間嶋　昌美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２６号
京都府木津川市相楽城西71番地１　クリサンティヒル山田川409号
債務者　喜多　健司
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係